

<会計年度任用職員 家庭児童相談員(一般・心理職)募集要項>

1 職種

家庭児童相談員（一般職、心理職）

2 職務内容

家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う。

(1) 一般職

ア 児童虐待及び子育ての悩みなどの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う（面接・電話相談対応・訪問指導 等）。

イ 虐待通告事案の家庭支援及び関係機関との連絡調整等のケースワークを行う。

(2) 心理職

ア 児童虐待及び子育ての悩みなどの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う（面接・電話相談対応・訪問指導 等）。

イ 虐待通告事案の家庭支援及び関係機関との連絡調整等のケースワークを行う。

ウ 子どもや保護者等の心理的側面からのケア、心理アセスメントを行う。

3 採用予定人数

(1) 一般職 9人

(2) 心理職 2人

4 学歴・資格等要件

(1) 一般職

ア 次のいずれかの要件を満たす者

① 学校教育法に基づく大学または大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科（研究科）又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、児童福祉法施行規則第5条の3で定める施設において1年以上相談援助業務に従事した者

② 社会福祉士または精神保健福祉士となる資格を有する者

③ 医師、保健師、助産師または看護師

④ 教育職員免許法に規定する普通免許状（有効期間内でなくとも可）を有する者

⑤ 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者

⑥ その他、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について（平成29年3月31日付雇児発0331第49号）」の別添「『市区町村子ども家庭総合支援拠点』設置運営要綱」別表の2に規定する資格等の要件を満たす者

イ 自動車普通免許取得者（業務で自動車を使用）

ウ パソコン（ワード、エクセル含む）の基本操作ができる者

(2) 心理職

ア 次のいずれかの要件を満たす者

- ① 学校教育法に基づく大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- ② 学校教育法に基づく大学や大学院において、心理学に関連する分野（教育、福祉等）の学科を卒業し、心理に関する実務経験や研究実績等がある者

イ 自動車普通免許取得者（業務で自動車を使用）

ウ パソコン（ワード、エクセル含む）の基本操作ができる者

5 選考方法

書類審査及び個人面接に加え、作文試験及び簡単なパソコン操作の実技試験を行う。

作文テーマ「児童虐待を減らすために必要だと思うこと」800字以内

※個人面接・実技試験は2月上旬～中旬に実施予定（日時が決定次第、郵送にて通知いたします）。

6 任用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

7 勤務条件

- (1) 時給 1,518～1,555円
- (2) 勤務時間等 週4日（月曜日～金曜日のうち市が指定する曜日）
8:30～17:15（途中1時間の休憩有）
- (3) その他 上記の他に通勤費、期末手当等が支給されます
社会保険加入、各種休暇制度あり

※ その他処遇に関することは10「その他」の(2)に記載の市ウェブサイトを確認するか、お問い合わせください。

8 申込方法

以下の(1)～(3)の書類を受付期間内に総務部人事課人事労務係まで郵送または窓口へ提出してください。

- (1) 任用申請書
- (2) 学歴・資格等要件への該当を証する書類（資格認定証、卒業証明書等）
- (3) 作文（テーマ「児童虐待を減らすために必要だと思うこと」800字以内）

※ 任用申請書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

※ 窓口へ提出する場合は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

<郵送先>

総務部 人事課 人事労務係

〒290-8501 市原市国分寺台中央一丁目1番地1 市原市役所第2庁舎2階

9 申込受付期間

令和2年1月27日(月)から2月10日(月)(郵送の場合、当日消印有効)

10 その他

- (1) 任用申請書の希望職種欄に一般職・心理職の別を記入してください(記入例1)。いずれの学歴・資格等要件も満たしている方は両方とも記入してください(記入例2)。

【記入例1】①家庭児童相談員(一般職) ②(空欄)

【記入例2】①家庭児童相談員(心理職) ②家庭児童相談員(一般職)

- (2) 会計年度任用職員の処遇等について、詳しくは下記 URL の市原市ウェブサイトを確認して下さい(ここから任用申請書をダウンロードできます)。

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/joho/saiyou/kaikeinendo.html#cmsbosyuu1>

(※1月22日現在は、既に応募期間の終了した別の職種についての求人が掲載されています。1月27日以降、家庭児童相談員についての求人が掲載される予定です。)

詳細については、下記の担当部署までお問い合わせください。

担当部署	連絡先
子ども福祉課(家庭児童相談室)	TEL 0436-23-9746